

<h1>広報 つつじ野</h1>	(昭和56年5月1日、創刊) つつじ野団地管理組合 Tel. 2953-7876 Fax. 2952-1499 令和2年02月10日 第852号
=マンションみらいネット登録全国第1号管理組合= 当管理組合は組合員全員による自主管理で運営しています	
「お互いさま」の心と「支えあい」で日本一の団地を作ろう！	
主な掲載内容 ① 駐車場抽選・選定手続きのお知らせ ② 第1回次期地区委員会開催のお知らせ ③ 救命入門コース講習会が行われました ④ 震災時等活動マニュアル案試行訓練を行います ⑤ 排水管に異物を絶対に流さないでください ⑥ 「3街区北側駐車場脇の桜の木」の強剪定と間引き伐採を行います <添付物：駐車場使用申込書>	

駐車場抽選・選定手続きのお知らせ

管理規約及び駐車場使用細則に基づき、次の通り駐車場の抽選・選定等を行ないます。現在ご利用いただいている駐車場使用契約が令和2年3月31日で終了するのに伴い、令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）の駐車場使用について、抽選・選定・使用契約締結を次の要領で実施します。

なお、今回も昨年同様、賃貸でお住まいの方も団地内駐車場の抽選が可能となっております。この場合、駐車場使用料は12カ月分の前納となります(使用料+敷金、計6万円)。

また、金子駐車場の継続使用承認者は、抽選・選定及び敷金の返還・納入手続きは不要です。詳細は1月25日に金子駐車場契約者のポストへ投函の「お知らせ」をご確認願います。

使用資格者で利用を希望される方は、【駐車場使用申込書】（この広報に添付）にて申込み手続きをお願いいたします。申込書の提出がないと抽選に参加できません。 団地外駐車場（金子駐車場）を利用されている方も抽選・選定の対象になりますので、利用申込み手続きを行ってください。

理事会では、駐車場抽選に外れた組合員に団地周辺駐車場の情報を紹介いたしますが、問い合わせ・契約等は個別に行ってください。

● 申込み期間

2月10日（月）～2月16日（日）午後5時まで
優先対象者は2月10日（月）～2月14日（金）午後5時まで

● 必要書類

- ・ 駐車場使用申込書 → 必要事項を記入し、捺印後、提出してください。
- ・ 車検証のコピー（1枚）
- ・ 優先対象者は、申請書を併せて提出してください。身体障害者手帳、要介護保険証書等の、**原本を管理組合事務所窓口で確認させていただきますので、原本を必ずお持ちください。**
※ 締め切り後は受け付けられませんので、期日の厳守をお願いします。

● 使用資格（配付済みの管理規約・細則集を参照してください）

- ・ 団地建物所有者（空き住戸を除く）又はその専有部分の貸与を受けた者（賃貸など）。
- ・ 複数の専有部分を所有する場合を除き、二つ以上の駐車場使用契約の申込みはできません（一つの専有部分につき2人以上の団地建物所有者が存在する場合も同様）。駐車場付専用庭の居住者も申込はできません。
- ・ 駐車場を使用できる自動車は、乗用車または貨客兼用車とし、原則として団地建物所有者の所有する自動車。
- ・ 以下に記載する者は、使用申込みはできません。
 管理費等、駐車場使用料、その他の管理組合への納入すべき費用を滞納しているとき。
- ・ ただし、駐車場抽選選定終了後に駐車場に空きがある場合は、2台目の空き待ち登録を3月1日（日）15時から窓口にて受け付けます。

● 抽選及び駐車場の選定

- ・ 3月1日（日）午前8時より、選定順位の抽選を行います。
- ・ 入場は、シルバーさん作業場からになります。
- ・ 駐車場の選定は第三集会所で行います。選定終了後に契約書類をお渡しします。なお実施要領の詳細は次号の広報でお知らせします。
- ・ **駐車場には、樹液や野鳥の糞害が避けられない場所があります。一旦選んだ場所の変更できませんので、選定の際はご注意ください。**

● 新駐車場の使用開始

- ・ 新駐車場の使用開始は、4月1日（水）午前8時からとします。このため現在使用中の駐車場は、当日午前8時までに車輛を移動してください。

● 利用料金

- ・ 団地内駐車場（377台） 月額4,000円
- ・ 団地外駐車場（金子）（41台） 月額5,000円

● 駐車場選定の優先規定

- 1) ①身体障害者手帳を持っている方
 ②要介護認定者（理事会で個別承認された方）
- 2) 次の該当者で年間活動実績が3/4以上見込方に優先権を付与します。
 ①管理組合役員 ②専門委員会委員 ③地区委員
 ④自主防災会役員
- 3) 規約違反者は対象とはなりません。

金子駐車場に関しては、1月25日の広報でお知らせした内容に従って手続きをされた方は引き続き継続使用できます。継続使用を希望しない方、新規に金子駐車場を使用希望する方、2台目の方は、これまでと同様とします。



第1回次期地区委員会開催のお知らせ

新たに選出された次期地区委員を対象に、次の通り次期地区委員会を開催します。次期理事候補者を選出する重要な会議となりますので、必ず出席してください。

- 日時：2月16日（日）午前10：00～
- 場所：第三集会所
- 議題：①自主管理の意義と当団地の取組について
②次期理事候補者の選出等

※地区委員の主な業務

- ① 担当地区の連絡及び調整業務
- ② 団地内点検（不法駐車を取り締まり、ゴミ置場等の点検）
- ③ その他業務（環境整備の日及び年末大掃除等の際の担当業務）（駐車場選定、総会、防災避難訓練等における担当業務）
- ④ 会議への出席：地区委員会（12回）／地区委員研修会（3回）／次期地区委員会（2回）



救命入門コース講習会が行われました

- 2月1日（土）救命入門コース講習会が行われました。

広瀬消防署の4名の指導員により、熱心な講義と実習が行われました。

救命入門コースでは、要救助者を発見してから救急車を呼び救急車が到着するまでにすべきことを学びました。救助は1人でできることはありません。ためらわずに勇気をもって周囲の歩行者、やじうまなどに声をかけ大人数で対応しましょう。胸骨圧迫（心臓マッサージ）とAEDの扱い方の応急手当等を知っていれば『助かる命』が有る事を学びました。

要救助者が社会復帰できる可能性を上げるためには早く心肺蘇生法を実施し救急車が到着するまで途切れなく胸骨圧迫・人工呼吸・AEDによる電気ショックのサイクルを続けることが重要です。

「救急車が来るまでの救命」のポイント

- ① 応急手当を行う場所の安全を確認する。
- ② 要救助者が普段の呼吸をしているかを確認し普段の呼吸を行っていない場合救命活動に入る。
- ③ 周りの人の応援を求め、救急車を呼ぶ人、AEDを取りに行く人、等の役割分担を決めて、救急車が来るまで途切れなく胸骨圧迫（心臓マッサージ）を続ける。救急車が到着するまでには、つつじ野近辺の平均時間は9分だそうです。絶え間なく心臓マッサージを行うには、少なくとも3～4人の人が必要です。周囲の人に助けを求めましょう。



- ④ AEDが届いたら、AEDの指示に従い救急車が到着するまで救命活動を実施する。

2月1日（土）の入門コースには、一般：12名、自主防災会：10名が参加しました。家族や近所の方の急病、災害時の対応に備えて1人でも多くの方が救命の体験を行う事が1人でも多くの命を救うこととなります。

参加者は、全員「救命入門コース参加証」を受け取りました。

AEDは、つつじの団地管理組合事務所を入った左側に備え付けてあります。

「救急車を呼ぶか？」判断に迷ったときには、次のような電話相談窓口が有ります。

- ◎ 埼玉県救急医療情報センター 救急医療機関案内
TEL 048-824-4199（良い救急）
- ◎ 埼玉県大人の救急電話相談
TEL #7119（シャープ7119）
- ◎ 埼玉県小児救急電話相談
TEL #8000（シャープ8000）



※救急車や救急医療には、**限度があります**。いざというときの皆さん自身の安心のために、救急医療の利用を日頃から考えるように心がけましょう。

震災時等活動マニュアル案試行訓練を行います

自主防災会では、震災時等活動マニュアル案試行訓練を行います。管理組合・自治会・地区委員会の協力により実施しております。今回も居住者を含めた訓練を実施します。

- 目的：①震災時等活動マニュアル案に沿って、1日目の活動シミュレーションを実施し、課題を明らかにし改善策を検討する。
②居住者を含めたブロック毎の訓練を順次行うこととする。

- 日時：3月15日（日）午後2：00～午後4：00

- 対象住戸：1街区 低層棟西ブロック（1-1, 3, 4, 5, 9, 10～13, 18～21）
（53戸：居住者も参加）

※対象となる住戸については、別途お知らせを配布します。

- 実施場所：第三集会所・専用会議室、1街区低層棟西ブロック（1-1, 3, 4, 5, 9, 10～13, 18～21）。

今後も、震災時等活動マニュアル（成案）作成に向けて試行訓練を繰り返し行う計画でおります。ご理解とご協力をお願いします。



排水管に異物を絶対に流さないでください

中層棟・高層棟・メゾネット棟の給排水管改修工事が昨年4月に完了し、配管が原因による漏水事故の心配はなくなりました。しかし、住戸の不注意により次のような漏水事故が発生しています。

「事例1：高層棟住戸」

洗濯機の排水の流れが悪く大量に流すと溢れてくるとの連絡があり、専門業者が調査したら「ハブラシ」が排水トラップのところに引っかかりそれにゴミ等もたまっていたのが原因でした。ハブラシを取出すために排水トラップを交換して解消しました。

「事例2：中層棟住戸」

浴槽の排水の流れが悪いとの連絡があり、調査したら洗面所と洗濯排水は流れているので、浴室の排水が詰まっていると思われる。専門業者により詰りの原因である「靴下」を取出し解消しました。

このように、漏水の原因は「配管」ではなく、「住戸の不注意により異物を流し詰まった」ことが原因です。

特に中層棟・高層棟では、階下にも大変な迷惑が及ぶこととなりますので、くれぐれも異物を絶対に流さないようにしてください。

◎トイレの詰りの事例（広報835号掲載）

中層棟住戸で污水管が詰り漏水した。「化粧品のビン」が配管の曲がり部分に引っかかっていたのが漏水の原因でした。

◎台所排水管について（広報847号掲載）

天ぷら油などの動植物油は冷えると固まりやすく排水管を詰まらせる原因となります。また、60度以上の熱湯を流さないでください。排水管が変形し漏水する場合があります。

異物を流して詰まった場合は、流した住戸の責任と負担で解決してください

○テラス棟について

テラス棟の排水管・污水管は、室内・専用庭内は全てその住戸の専用管で「管理組合が管理する共用管」はありません。

このため、配管が原因の漏水や異物等で詰まった場合は、住戸の責任と負担で解決してください。また専用庭内の埋設排水管に庭木の根が入り込み詰まった事例もあります。

「3街区北側駐車場脇の桜の木」の強剪定と間引き伐採を行います

1月25日の「みどりのニュース」でご案内しました通り、今年度から緑の委員会の調査に基づいて緊急性を要する桜の木から順次強剪定を行っていきます。緑の委員会の調査によると植えられてから一度も高さ調整を行っていない桜の木が数多くあり高く伸びた枝が枯れて倒木や枝落ちによる危険度が増しています。

令和2年度に予定していました3街区北側駐車場脇の桜の木の強剪定と間引き伐採を今年度に繰り上げて実施することになりました。4月以降になりますと桜の木が目覚め枝や葉が成長し剪定作業量が増加するとともに廃棄物が圧倒的に増え費用と処理期間が増加することになります。また、台風シーズン以降になってしまうと倒木による駐車車両や人的被害が懸念されます。今年度予算では予算化されていませんが令和2年度の予算を前倒しすることによって強剪定の予算削減と住民の皆さんが安全・安心に暮らせるような環境を維持していきます。

緑の委員会では委員募集を行っています。皆様のご理解とご協力をお願いします。選定作業は2月中旬より（有）日原造園によって実施します。

緑の委員会応募先：Tel:2953-7876 E-Mail:takahashi747@gmail.com

理事会の予定議題

●第18回理事会（2/1）：次年度事業計画、予算等/3街区桜の木の強剪定等の実施/

次年度駐車場抽選・選定関連 他

●第19回理事会（2/15）：1月度会計報告、駐車場抽選・選定関係、令和2年度予算案、次期地区委員会の資料、他

Table with 5 columns: 月, 日付, 会議・行事, 日付, ゴミの収集 (火、金はもやすゴミ). Rows include dates like 15日(土), 16日(日), 23日(日) and events like 第19回理事会, 第1回次期地区委員会, etc.

2月の古紙回収は、第3週木曜日 正午までに、指定の場所に出してください。今月の回収日は2月20日(木)です。(新聞・雑誌のみ) 5階建・8階建にお住まいの方は、1階の階段の下 2階建・3階建にお住まいの方は、門の外へお出してください。

Table titled "ささえ愛つつじ野" からのお知らせ. Columns: お問合せ・お申込 090-4360-1233. Rows list activities like 健康体操, うたごえサロン, 絵手紙教室, etc.



令和2年第二労働日の一月七日新白河に出張した。仕事の内容はともかく新白河という駅は東北新幹線の駅でありながら、ほとんどの列車は通過する。停車する列車は一時間に一本程度、時間帯によっては、二時間近く停車列車がない。しかしながらおそらくこの駅で一時間以上列車を待つていても飽きることがない。なぜなら十分間隔くらいで十七両編成の新幹線が三百キロ近い速度で通過する。それはまさに音ではない列車が何キロも駅の手前から近づいてくる気配を感じはるか遠くに前照灯が見えてくる。ミルミル近づいてくると共に感じる足元の振動、迫力のある音と風を感じるまさにアミューズメントだ。しかも東海道新幹線と違ってはやて型E2系、つばさ型E3系、はやぶさ型E5系、こまち型E6系と様々な車両を楽しめる。晴れでも夜でも雪でも凄い非日常を楽しめますよ。

広報 真野

編集後記

当団地では、専有部分を民泊、シェアハウス、ウィークリーマンション等の用途に供することは規約で禁止されています。規約を遵守し皆で住み良い団地を目指しましょう。